

平成20年7月18日

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

管理区域内でのウランの飛散における報告遅れについて

1. 報告遅れの経緯

平成20年7月9日5:24、第2成型室のエアモニタの発報により、現場に急行した放射線管理担当員は、夜間の社内連絡先であるシフトマネージャー^{注1)}へ直ちに連絡を行った。シフトマネージャーは、ウランの飛散箇所の確認や応急措置を実施するとともに、目視によりウランの汚れの程度を確認したが、これは認められなかった。

6:00頃、放射線管理課長へ電話連絡を行い、その旨を報告するとともに、作業者に対して実施中の鼻スミヤ検査の結果待状態であることを伝えた。

7:00頃、シフトマネージャーは、鼻スミヤ検査の結果が記録レベル以下であることを、放射線管理課長へ電話連絡を行い、この時点で、放射線管理課長とシフトマネージャーはC情報^{注2)}であると1次的に判断した。

このため、事象がC情報であるならば、勤務時間内での報告で良いとの判断により、核燃料取扱主任者他への連絡は、当主任者の定刻出社後の8:40となった。連絡を受けた核燃料取扱主任者他は、8:45現場の確認を実施したところ、ウランによる汚れは確認できなかったため、飛散ウラン量確定のために、スミヤ測定および空气中ウラン濃度評価を指示した。しかしながら、午前中にはこの量の確定が困難であることが判明したため、目視による推定に基づき11:55に横須賀保安検査官事務所へ第一報を行った。

注1) 夜間・休日における管理者代行及び社外(原子力安全・保安院、保安検査官事務所等)への連絡責任者

注2) 軽度の汚染・被ばく等通常と異なる事象で連絡を要するもの

2. 報告遅れの原因

上記1項の経緯から、社外への報告が遅れた原因としては、以下が挙げられる。

(1) 核燃料取扱主任者への連絡遅れ

シフトマネージャーおよび放射線管理課長は目視でウランの飛散量が軽微であると判断してしまったため、社外への連絡を判断する責任者である核燃料取扱主任者への連絡を直ちに行わなかった。

(2) 核燃料取扱主任者の不適切な判断

核燃料取扱主任者は、ウランの飛散量を確定する必要性を認識しその指示はしていたが、飛散量の確定には時間を要するとのことから、目視確認によりC情報として判断し、

社外への連絡を直ちに行わなかった。

(3) 手順書の不備

社内手順書では、社外へ連絡を行う責務として核燃料取扱主任者が判断し、連絡責任者が連絡するとしている。夜間・休日においてはシフトマネージャーが連絡責任者となっており、地震発生などシフトマネージャーが自ら直ちに社外へ連絡する事象と核燃料取扱主任者にまず連絡すべき事象が必ずしも明確になっていなかった。

また、ウラン飛散事象に関しては、飛散量を特定する手順書が明確になっていなかった。

(4) 第一報を連絡する意識の不足

判断に迷う場合あるいは評価に時間がかかる場合であっても、まずは第一報を連絡すべきとの意識が不足していた。

3. 当社の今後の対応

本教訓を踏まえ、当社は以下の対応を実施する。

(1) 社内連絡の再徹底

核燃料取扱主任者へ連絡すべき事象は直ちに連絡を行うことを再徹底した。

(2) 第一報を連絡する意識の徹底と実践

法令報告事象だけでなく、異常な状態、予想外の事態が発生した場合には、社外への連絡を直ちに行うことを核燃料取扱主任者だけではなく社内で徹底し、これを実行に移している。

(3) 手順書の整備

社内手順書を見直し、より明確な記載内容として整備していく。

なお、今後、根本原因分析に基づき、さらに必要な対策を実施していくこととする。

以上